

魚津市告示第34号



字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による布施川左岸地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年3月25日

魚津市長 澤崎 義敬



1 大字の区域の変更に関するもの

市町村	大字名	従前の大字の区域を変更し、大字「蛇田」に編入する区域	
		字名	地番
魚津市	小川寺		356-2、357-2、358-2、359-2、360-2、361-1、361-2、362、363、364-1、364-2、365-1、365-2、366-1
	東尾崎		3383-1の一部、3383-2の一部、3384、3385-1、3386-1、3388-1の一部

市町村	大字名	従前の大字の区域を変更し、大字「小川寺」に編入する区域	
		字名	地番
魚津市	蛇田		72-2、73から78まで、81の一部、82の一部、83の一部、84-2の一部

市町村	大字名	従前の大字の区域を変更し、大字「東尾崎」に編入する区域	
		字名	地番
魚津市	蛇田		713-1、713-2、714-1、714-2、730-1の一部、731-1の一部、732-1、733-1

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
魚津市	東尾崎	中川原	3448-1、3449-1、3450-1、3451-1
	同	下川原	3452-1、3453-1、3454-1、3455-1、3456-1、3489-1、3490-1
	同	下田割	3522-3、3523から3529まで、3530-1、3531から3533まで、3534-1、3554-1、3555-1
魚津市	小川寺	砂田	3449、3450、3451に隣接する市有地の一部
	同	指谷	4318、4319-1に隣接する市有地の一部

上記の区域内のすべての国有地、県有地及び市有地の全部を含む。